

保護預り約款 新旧対照表

下線部分変更

変更後	変更前
(個人情報等の取扱い) 第 16 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。 (1)米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 (2)米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 (3)FATCA の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。)	(新規追加)

(解約) <u>第 17 条</u> (変更なし) (解約時の取扱い) <u>第 18 条</u> (変更なし) (公示催告等の調査等の免除) <u>第 19 条</u> (変更なし) (緊急措置) <u>第 19 条の2</u> (変更なし) (免責事項) <u>第 20 条</u> (変更なし) (この約款の変更) <u>第 21 条</u> (変更なし)	(解約) <u>第 16 条</u> (変更なし) (解約時の取扱い) <u>第 17 条</u> (変更なし) (公示催告等の調査等の免除) <u>第 18 条</u> (変更なし) (緊急措置) <u>第 18 条の2</u> (変更なし) (免責事項) <u>第 19 条</u> (変更なし) (この約款の変更) <u>第 20 条</u> (変更なし)
---	---

以 上